

# 地域定着支援

## 基本方針

指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障がいの特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行われるものでなければならない。

## サービスの概要

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

## 人員・運営の概要

人員基準	従業者	指定地域定着支援従事者	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 専ら当該事業所の職務に従事する者。</li><li><input type="checkbox"/> ただし、指定地域定着支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定地域定着支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。</li><li><input type="checkbox"/> 1人以上は、相談支援専門員。</li></ul>
	管理者		<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。</li><li><input type="checkbox"/> ただし、指定地域定着支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定地域定着支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。</li></ul>
運営基準	事務室		<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 必要な面積を有すること。</li><li><input type="checkbox"/> 専用の事務室を設けることが望ましいこと。</li><li><input type="checkbox"/> 他の事業と明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。</li><li><input type="checkbox"/> 区分されていない場合も区画が明確に特定されていなければならない。</li></ul>
	受付等のスペース		<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースであること。</li><li><input type="checkbox"/> 直接出入りができるなど利用しやすい構造であること。</li></ul>
	その他必要な設備及び備品等		<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 同一敷地内にある他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。</li></ul>
	<input type="checkbox"/> 上記の設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。		

上記について、確認しました。

事業者名称 :

代表者名称 :